

在日米軍の兵力態勢の再編
—— 岩国飛行場関係 ——

平成19年2月
広島防衛施設局

岩国飛行場における米軍再編等について

【在日米軍兵力構成の見直しの意義・経緯】

- 今日の国際社会において、国の平和と安全を確保しようとするれば、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要があり、一国のみで自国の安全を確保することは不可能
⇒ 我が国に対する攻撃に迅速に対応するのみならず、在日米軍の駐留・存在は、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定にも重要
- 9. 11 テロに代表される国際テロ、大量破壊兵器（核・生物・化学）の拡散、弾道ミサイル攻撃の危険など、安全保障環境が変化
⇒ このような変化に対応するため、我が国においては2004年末に新たな「防衛計画の大綱」を策定。米国においては軍全体の変革、全世界にわたる軍事態勢の見直しが進められているところ。
- 日米同盟の将来についての協議
 - 第1段階： 共通戦略目標の確認（日本の安全・地域の平和と安定、北朝鮮関連問題の平和的解決、国際平和協力活動における協力、大量破壊兵器不拡散、テロ防止・根絶等）
 - ↓
 - 第2段階： 日米の役割・任務・能力に関する協議
 - ↓
 - 第3段階： 抑止力の維持と日本全体の地元負担軽減の観点から、在日米軍の兵力構成見直しを協議し、2005年10月に「2 + 2」共同文書を承認。さらに、その具体的な実施日程を含めた計画を、2006年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」として承認

【岩国飛行場に関連する措置】・・・・・・・・・・・・・・・・（4ページの「航空機の移駐等」ご参照）

- 空母艦載機部隊である第5空母航空団（59機）を、2014年までに厚木飛行場から岩国飛行場に移駐
- 関連措置
 - ・ 海上自衛隊の航空機（17機）を岩国飛行場から厚木飛行場へ移駐

- ・ 普天間飛行場のKC-130（12機）は、岩国飛行場を拠点
（訓練及び運用のため、海自鹿屋基地及びグアムの米軍基地に定期的にローテーションで展開）
- ・ 海兵隊CH-53D（8機）は、岩国飛行場からグアムに移転
- ・ 岩国などの米軍施設の航空機が、本土の6か所の航空自衛隊の基地に移転し共同訓練に参加
（5ページの「訓練移転」ご参照）

- 恒常的な空母艦載機着陸訓練施設は、2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標
（なお、政府としては、岩国飛行場に同施設を建設する考えはない。）

【騒音等の影響予測と対策】・・（6ページの「再編後のWECPNLコンターと現状のWECPNLコンターとの比較」ご参照）

- 空母艦載機の移駐等に伴う岩国飛行場周辺における航空機騒音の状況の変化を把握するため、現状と移駐後における騒音予測コンターをシミュレーションにより作成

岩国市においては、空母艦載機等の移駐後においても、騒音は、岩国飛行場の滑走路を沖合に約1km 移設することから、ほとんどの地域が現状より改善されると予測しており、また、滑走路の沖合移設に伴 う飛行コースの海側への変更により、安全性がより確保される。
--
- 防衛施設庁としては、実際に空母艦載機等が移駐した後も十分な現地調査等を行い、騒音対策に万全を期す
考え

【施設整備、米軍家族住宅】

- 空母艦載機部隊等の移駐に伴い必要となる施設（家族住宅を含む。）に関し、本年度中を目途に包括的なマ
スタープランを作成する予定
- 「愛宕山」に関しては、山口県から防衛施設庁に対し、愛宕山開発用地を米軍家族住宅用地とすることにつ
いて意向確認があり、防衛施設庁は、「今後、米側と調整しつつ、米軍家族住宅用地の有力な候補地の一つと
して検討」する旨回答。米軍家族住宅を岩国飛行場の外に設置することになった場合には、関係自治体に十分
説明し、これらの施設が周辺と十分調和するよう配慮する考え

【事件・事故への対応】

- 防衛施設庁としては、これまでも累次の機会に米側に対し、様々なレベルから隊員の教育及び安全管理の徹底を図る等、事件・事故・犯罪の防止について実効ある措置を講じるよう強く要請。市民の安心・安全に係る具体的な施策については、今後、山口県や岩国市等とも調整する考え

【地域振興策】

- 米軍再編の実施により新たな負担を担う地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献に応えるよう、メリハリをつけた地域振興策等が必要。新たに負担が増加する市町村に対して、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興、その周辺地域の一体的な振興を図るための特別の措置等を講じるための法案を今国会に提出（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法）
 - ・ 再編交付金の交付
 - ・ 特に負担の大きな市町村に対しては、土地改良、漁港、港湾、道路、上下水道及び義務教育施設の公共事業に係る国による補助率・負担率のかさ上げ

【民間空港再開】

- 平成17年10月の日米合同委員会において、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運用を認めることを合意。また、昨年5月の「2+2」で承認されたロードマップにおいて、「将来の民間空港施設の一部が岩国飛行場に設けられる」ことを合意
- 現在、空母艦載機等の移駐を前提として、民航ターミナルの位置や規模等について米側と協議を進めているところ。

航空機の移駐等

空母艦載部隊(F/A-18×49、
EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2:
計59機)の岩国移駐



KC-130(12機)の岩国移駐



恒常的な空母艦載機離発着訓練施設
について検討を行うための二国間の
枠組みが設けられ、恒常的な施設を
2009年7月又はその後のできる
だけ早い時期に選定することを目標
とする。

CH-53D(8機)
のグアム移駐



海自E/O/UP-3、U-36A(17機)の厚木移駐



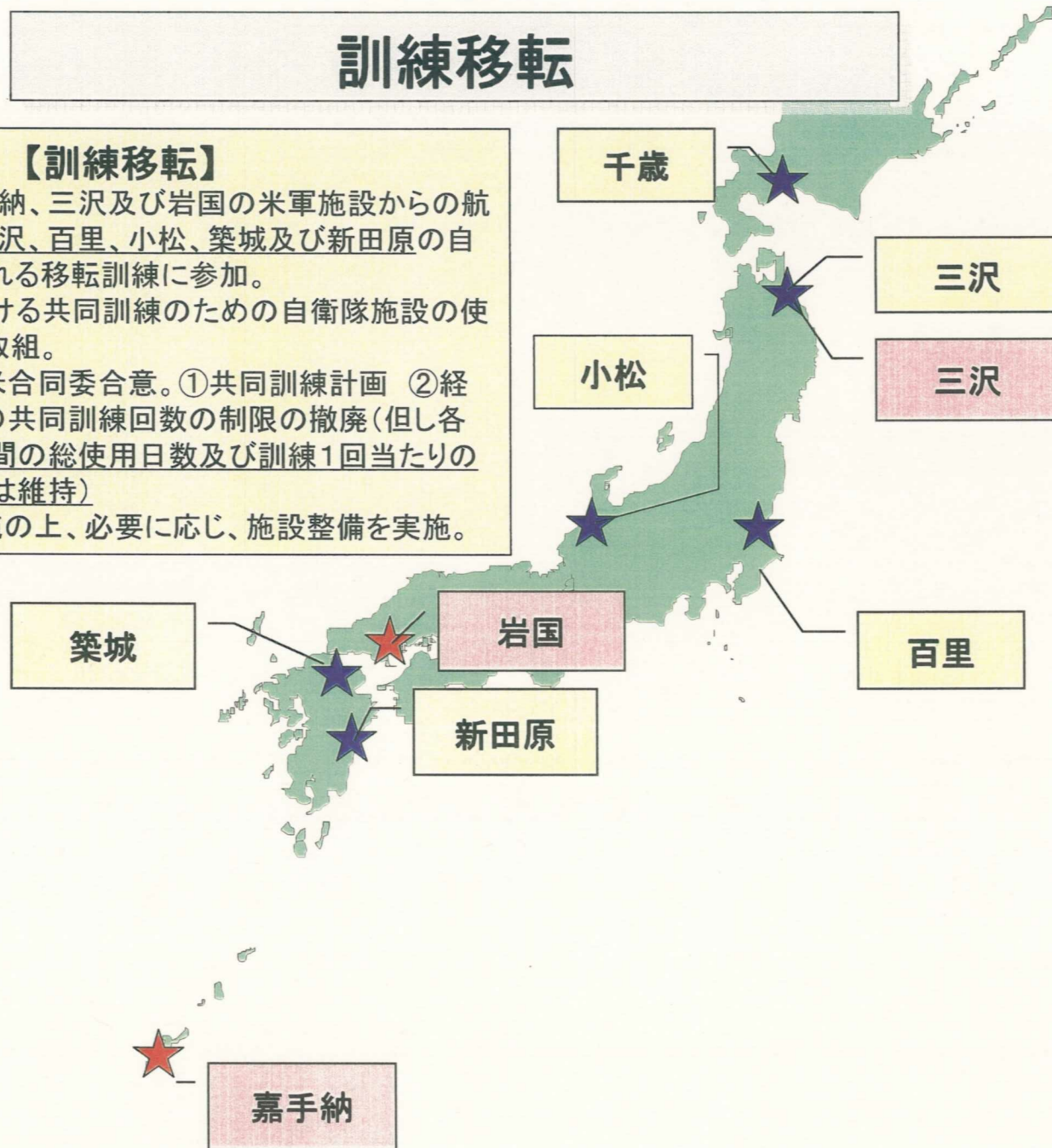
KC-130(12機)はローテーションで
海自鹿屋基地やグアムに展開



訓練移転

【訓練移転】

- 当面の間、嘉手納、三沢及び岩国の米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設で行われる移転訓練に参加。
また、将来における共同訓練のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取組。
- 1月11日に日米合同委合意。①共同訓練計画 ②経費負担 ③年間の共同訓練回数の制限の撤廃(但し各自衛隊施設の年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限は維持)
- 現地調査を実施の上、必要に応じ、施設整備を実施。



再編後のWECPNLコンターと現状のWECPNLコンターとの比較

